第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

豊中市既存建物活用による共同生活援助開設等事業費補助金不交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　様

豊中市長

　　　　年　　　月　　　日付で申込のあった補助金について、不交付と決定しましたので、通知します。

１　対象施設

名称

　　　　　所在地

２　不交付の理由

（１）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

（２）この決定については、上記（１）の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記（１）の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（３）ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすること及び決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすること又は決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。